

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年6月24日

月曜日

第5247号

目次

告 示	
○特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3
公 告	
○液化石油ガス販売事業者の認定	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	
○令和6年度職業訓練指導員試験の実施	6
正 誤	
○令和6年3月29日付け号外(9)富山県規則第27号	7

~~~~~

**告 示**

~~~~~

富山県告示第282号

特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出のあった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届 出 年 月 日
区 域	区 分		

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の2の表の氷見区域 〔氷見漁業協同組合の地区〕	ぶり定置漁業とまぐろ定置漁業とを併せ営む漁業	氷見四共漁業組合 組合長理事 森本 太郎 氷見漁民合同組合 組合長 三国 嘉彦	令和6年5月10日
	いわし定置漁業	氷見四共漁業組合 組合長理事 森本 太郎 氷見漁民合同組合 組合長 三国 嘉彦	令和6年5月10日
	法第104条第2号に規定する漁業のうち、告示の2の表の氷見区域の項の（4）から（5）までに掲げる漁業以外の大型定置漁業	宇波浦漁業組合 組合長理事 荻野 洋一 女良漁業生産組合 組合長理事 大西 武彦	令和6年5月10日
	氷見市一円（藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中波、脇、中田及び姿を除く。）又は高岡市太田若しくは渋谷の区域に住所を有する者が主として底刺しを使用して営む漁業	宇波 嘉明 本川 治人	令和6年5月10日

富山県告示第283号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 上路市振停車場線	下新川郡朝日町境字切通 2565番3から	変更前	A	最大 13.2	43.5	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町境字切通 2564番まで			最小 12.8		
	下新川郡朝日町境字切通 2565番3から	変更後	A	最大 13.2	43.5	
	下新川郡朝日町境字切通 2564番まで			最小 12.8		
	下新川郡朝日町境字切通 2565番2から	B	最大 16.9	62.1		
	下新川郡朝日町境字切通 2535番1まで		最小 6.5			

富山県告示第284号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月24日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 上路市振停車場線	下新川郡朝日町境字切通2565番3から 下新川郡朝日町境字切通2564番まで	令和6年6月25日	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町境字切通2565番2から 下新川郡朝日町境字切通2535番1まで		

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

液化石油ガス販売事業者の認定について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定したので、同法第88条第2項第1号の規定により公示する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 名称

株式会社中村燃料商店

2 代表者の氏名

中村 長治

3 所在地

高岡市川原町14番14号

4 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第46条第2号

5 認定年月日

令和6年6月11日

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アピタ富山 富山市上袋 100番68

2 店舗を設置する者 株式会社城南開発 ユニー株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社城南開発 代表取締役 栗林眞治 富山市上袋 100番の1
ほか1

(変更後) 株式会社城南開発 代表取締役 栃谷義隆 富山市上袋 100番の1
ほか1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 愛知県稲沢市天地五反田町
1番地 ほか32

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 榊原健 愛知県稲沢市天地五反田町1
番地 ほか24

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) R階駐車場/ 314台 ほか7か所 合計8か所/ 1,098台

(変更後) R階駐車場/ 192台 ほか5か所 合計6か所/ 800台

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 正面駐車場/ 6箇所（北側3箇所、南側3箇所）、南側駐車場/ 3箇所
（北側3箇所）、北側駐車場6箇所（北側3箇所、南側3箇所）、北奥
A側駐車場2箇所（南側2箇所）、合計17箇所

(変更後) 正面駐車場/ 6箇所（北側3箇所、南側3箇所）、南側駐車場/ 2箇所
（北側2箇所）、合計8箇所

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後9時（年間30日は午後10時まで）

(変更後) 午前9時から午後10時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで（年間30日は午後10時30分まで）

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

- 4 変更の日 令和7年2月13日 ほか
- 5 変更の理由 来客用の駐車場台数の減少に伴い、減少する隔地駐車場の出入口を変更（除外）するため ほか
- 6 届出の日 令和6年6月12日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和6年6月24日から令和6年10月24日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

令和6年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和6年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

令和6年6月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験職種及び試験範囲

試験職種	試験範囲
全職種	学科試験（指導方法）

2 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
----	----	----

学科試験	令和6年8月27日(火) 午前10時から午前11時まで	富山市向新庄町一丁目14番40号 富山市職業訓練センター
------	--------------------------------	---------------------------------

3 受験手続

受験申請書類を令和6年6月24日(月)から同年7月24日(水)までの間の午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に富山県商工労働部労働政策課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)に提出すること。

4 その他

受験資格その他詳細については、富山県商工労働部労働政策課(電話076-444-3260)に問い合わせること。

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

令和6年3月29日付け号外(9)富山県規則第27号「富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則」中

頁 9

行 9

誤

「 処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
	日常生活の解除指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導 4 その他 ()

正

「 処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
	日常生活の介助指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導 4 その他 ()

頁 9

行 11

誤

処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
	日常生活の解除指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導 4 その他 ()
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()	

正

処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要
	注意必要度	1 常に嚴重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
	日常生活の介助指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助及び指導 3 生活指導 4 その他 ()
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()	